

○ 裁判員裁判対象事件に係る試行

	現在の試行指針 【H20.9～5都府県で先行実施】【H21.4～全国で実施】	新たな試行指針 【H24.4.1～】
目的	自白の任意性の効果的・効率的な立証方策の検討	供述の任意性、信用性等について、取調べ状況等の客観的な記録による的確な判断を可能とするための方策の検討
対象事件	自白事件を対象（身柄拘束）	自白事件に限らず、否認事件等も対象（身柄拘束）
場面等	○ 捜査が一定程度進展した時点 ○ 犯行の概略等について供述調書を作成する場面（読み聞かせ、署名押（指）印等）	○ 送致の前後や捜査過程の段階を問わず、必要と認める都度、実施。 【実施場面の例】 ① 弁解録取を行う場面 ② 供述調書に録取する前の供述内容等を確認する場面 ・ 重要な供述内容 ・ 否認する被疑者が自白に転じた後の供述内容等 ・ 否認している被疑者の弁解 ③ 捜査過程の比較的早い段階で、完全な自白が得られていなくても、事実関係についての自白や、秘密の暴露等について供述調書を作成する場面（読み聞かせ、署名押（指）印等） ④ 事件の全容がおおむね解明された時点で、犯行の概略等について供述調書を作成する場面（読み聞かせ、署名押（指）印等） ⑤ 既に作成された供述書又は供述調書について質問・応答する場面

○ 知的障害を有する被疑者に係る試行

	現在の試行	新たな試行 【H24.5.1～】
目的		公判において、取調べ状況等の客観的な記録による的確な判断を可能とするための方策の検討
対象事件	※ 新規に開始	○ 罪種にかかわらず実施 ○ 知的障害を有する被疑者であって、言語によるコミュニケーション能力に問題があり、又は取調べ官に対する迎合性や被暗示性が高いと認められる者に係る事件を対象（身柄拘束）
場面等		可能な限り広く実施